

# 業 務 仕 様 書

## 1 趣旨

府民の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性起業家の事業プランのブラッシュアップや中小企業応援隊（※）への橋渡しを行うとともに、取引先や女性起業家同士等のネットワーク構築を支援し、女性の起業による地域・経済の活性化を図る。

（※）府内商工会、府内商工会議所、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21

## 2 委託業務名

令和5年度女性の起業アイデアブラッシュアップ等支援事業

## 3 業務の実施場所

京都府内

## 4 業務の内容

### (1) 事業アイデアのブラッシュアップ等支援

「京都女性起業家賞」への応募等に係る事業プランのブラッシュアップを行い、女性起業家のレベルアップを図る。

#### 業務内容

①令和5年度 京都女性起業家賞応募者のうち書面審査に向けたブラッシュアップを希望する者に対し、事業計画書の書き方や資料の作り方、収支計算、将来設計等の指導を実施する。うち、個別の相談時間は1者1回（30分）以上を設けること。

※令和4年度 京都女性起業家賞応募者数 34名

②令和5年度 京都女性起業家賞1次選考通過者のうち2次審査に向けたブラッシュアップを希望する者に対し、効果的なプレゼンテーション方法の指導や1次審査における有識者等からのコメント等に対して事業計画書の精査、見直しの指導を個別に実施する。

（1者2回以上（1回当たり60分以上））

※令和4年度 京都女性起業家賞1次審査通過者数 15名

③令和4年度 京都女性起業家賞 京都府知事賞受賞者のうちブラッシュアップを希望する者に対し、原則、受賞した事業プランの資金計画や体制等を個別面談により指導するとともに販路拡大等を支援する。（1者5回以上（1回当たり60分以上））

※令和3年度 京都女性起業家賞 京都府知事賞受賞者 3名

#### ④実施報告書の提出

業務実施後は、速やかに、実施報告書を提出すること。（上記①、②については、各実施期間最終日から1週間後までに提出すること。）

#### ⑤各種調整

上記①から③についての実施方法・内容等については、京都府とその都度協議すること。

### (2) 京都女性起業家賞の事務局業務（2次審査会用の書類作成）

#### 業務内容

① 上記（1）②の業務（2次審査に向けたブラッシュアップ）を実施した中で、事業計画等の見直しや修正箇所等が確認できる整理票を個別に作成する。なお、修正箇所等に不明点等があった場合は、応募者への連絡、調整を行う。

- ② 提出データ形式  
Word 文書
- ③ 提出期限  
2次審査会実施日の1週間前までに提出（厳守）すること。
- (3) 上記（1）及び（2）の業務実施時期については、京都府と協議の上決定すること。
- (4) 女性アントレプレナーコーディネーターの配置  
応募者を個々の事業分野や地域に合った支援に繋がるよう中小企業応援隊への橋渡し等を行う。
  - ・応募者のうち希望する者のビジネスモデルのリスト化
  - ・中小企業応援隊への情報提供とマッチング支援のための事業課題のリスト化
  - ・京都女性起業家賞応募者と中小企業応援隊等とのマッチング支援

## 5 委託対象経費

- (1) 委託業務に従事する者の人件費
  - ア 賃金
  - イ 通勤手当
  - ウ 社会保険料等
- (2) 委託業務に要する事業費
  - ア 講師謝金
  - イ 旅費
  - ウ 消耗品費
  - エ 印刷製本費
  - オ 燃料費
  - カ 会議費
  - キ 通信運搬費
  - ク 広告費
  - ケ 手数料
  - コ 保険料
  - サ 賃借料
  - シ 会場使用料
  - ス 府と協議して認められた経費

## 6 業務完了報告

本業務が完了したときは直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本事業の実施結果
- (2) 本事業に要した経費内訳

## 7 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 本事業は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象となった場合は協力すること。
- (3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。